

令和4年度第2回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年8月8日(月) 18:30~19:25
- 2 開催場所 旭川市役所総合庁舎 議会棟第2委員会室 (旭川市6条通9丁目)
- 3 出席者 **【委員】** 15名
飯野委員, 井上委員, 上田委員, 大野委員, 奥平委員, 帯川委員, 葛西委員, 田中委員, 谷委員, 堤委員, 中込委員, 中田委員, 松林委員, 武藤委員, 若栗委員
【事務局】 6名
幾原雪対策担当部長
(雪対策課) 時田課長, 高垣課長補佐, 熊澤課長補佐, 伊藤課長補佐, 村形主査
- 4 傍聴者等 傍聴者1名, 報道記者3名
- 5 議 題 (1) 令和3年度旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの取組の実施状況報告に係る意見聴取結果について
(2) 令和4年度の雪対策の取組について
(3) 雪対策に関する条例について
- 6 資 料 次第
資料1 アクションプログラム実施状況報告意見聴取結果
資料2 除雪連絡協議会で寄せられた意見
資料3 令和4年度の雪対策の取組
資料4 条例骨子案の構成の考え方
資料5 役割・責務・遵守事項の整理
資料6 雪対策基本計画における市・市民・企業の役割
資料7 他都市の条例の内容
当日配付資料 除排雪に関する市民アンケート調査 チラシ
- 7 会議録(要点) 別紙のとおり

会議録（要点）

1 事務局から報告

本日の出席委員数が過半数を超えており本審議会が成立していること、本日の審議会も公開かつ傍聴できることとしており、傍聴者の定員を5名としていること、本日の傍聴者数が1名であること及び前回審議会の会議録配布について事務局から報告。

2 開会

ただいまから、令和4年度第2回旭川市雪対策審議会を開会する。

3 議題（1）

会長の進行のもと、議題（1）について、資料1に基づき事務局から説明を受けた後、令和3年度旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの取組の実施状況に係る意見聴取結果について審議した。議事進行は次のとおり。

【会長】

ただいま説明がありました雪対策基本計画アクションプログラムの実施状況報告に関わる、意見聴取結果について、皆さんから改めて御意見、御質問等がありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

雪対策の取組については、アクションプログラムの実施状況を確認し、意見を述べ、改善していくということで、PDCAサイクルを回していくことになります。お気づきの点があれば、後日の審議会の中で御意見、御質問をいただき、確認していきたいと思えます。

4 議題（2）

会長の進行のもと、議題（2）について、資料2及び資料3に基づき事務局から説明を受けた後、令和4年度の雪対策の取組について審議した。議事進行は次のとおり。

【会長】

議題（2）令和4年度の雪対策の取組について、皆さんから、御意見、御質問はありますか。

【委員】

除雪連絡協議会では地区ごとに意見をいただいたと思いますが、総合除雪連絡協議会では意見は共有されていますか。

【事務局】

総合除雪連絡協議会でも資料を配付したが、特に意見はありませんでした。

【会長】

総合除雪連絡協議会で、各地区除雪連絡協議会から出された除雪体制についての意見のうち、特にこの意見は重要であるなどと、総合除雪連絡協議会で共有されている意見はありますか。

【委員】

総合除雪連絡協議会の皆さんが心配していたのは、除雪業務の地区統合についてです。9地区の除雪センタ

一が、主センター4箇所、残りは支所センターとなり、一昨年、昨年と試行統合する中で、昨年は少雪でさほど困ることはなかったですが、降雪量が多い時に上手く機能するのだろうかとは考えていると思います。

【会長】

雪対策の取組については、除雪連絡協議会等で取組状況を共有、検証し改善していくことになるので、審議会でもこのように報告を受け、共有していきたいと思っています。

5 議題（3）

会長の進行のもと、議題（3）について、資料4から資料7に基づき事務局から説明を受けた後、雪対策に関する条例について審議した。議事進行は次のとおり。

【会長】

事務局から、資料4の骨子案の考え方の大枠について説明がありました。資料5は、これまでの議論や市内部での協議を経て、役割と遵守事項とに整理したこと、また役割と遵守事項の内容について、皆さんからの意見とそれに対する事務局の考え方を示した上で、遵守事項については道路への雪出しは禁止行為であり行政指導を可能とする、また、路上駐車並びに冬期における敷地内の配慮は努力義務とするとの考え方が示されています。この点について、御意見をいただきたいと思っています。

【委員】

雪出しの程度によりますが、日常的に雪出しをしている事業者などには強い指導や勧告ができるとよいと思いますし、個人の場合は、ケースバイケースで柔軟な対応をすることも必要と思います。路上駐車は、全部を取り締まるのは難しいと思うので、事故の多発する交差点など、危険箇所を重点に対策すると良いと思います。

【会長】

違法駐車や長時間駐車は道路交通法など法令で対応可能であり、雪対策条例では努力義務として規定する、違法駐車等防止条例でも規定があり、雪対策の条例の中で明記するかを調整中という事務局の考え方で、基本路線としてはよろしいということでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

敷地内の配慮の項目について、道路との関係に絞って書かれていますが、除雪した雪を隣近所に置くなどのトラブルもあるので、隣地への配慮についても読み取ることができるような記載があってもよいのかなと思います。また、道路交通の意味合いには歩行者への配慮も含まれると思われそうですが、歩行者を明記してもよいのではないかと思います。

【会長】

ほかに、御意見、御質問などはありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

今回の御意見も踏まえ、今後、事務局で条例骨子案を作っていくこととなります。

次回の審議会では、本日審議しなかった目的や定義の内容などを含め、骨子案の全体像を確認していきたいと思っています。

6 その他

会長の進行のもと、除排雪に関する市民アンケート調査の実施及び、旭川市雪対策基金について、事務局から説明。進行は次のとおり。

【会長】

事務局から、除排雪のアンケート調査を実施中であること、また雪対策基金の条例案を市議会に提出予定であることの2点について、説明がありました。皆さんから、この点について御意見御質問等ありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

その他、全体を通して何か御意見等がありますか。

【委員】

議題（1）に関して1つ言い忘れましたが、大学生や高校生から除雪ボランティアをやりたいとの話をたまに聞きます。永山地区では、昨年、旭川大学高校の野球部の生徒から、地域で除雪ボランティアをやりたいと、永山支所とまちづくり推進協議会宛に申込みがありました。実際どこに申し込めばそういうボランティアができるのか、旭川市でも土木事業所なのか、各支所なのか、長寿社会課なのか、窓口を一本化してほしいと思います。そうすれば、大学生や高校生の除雪ボランティアの募集もうまく回っていくのではないかと思います。

【会長】

以前の審議会で、社会福祉協議会も含めボランティアの担当が複数に跨がるため、どの窓口にするかを検討する必要もあるし、また逆に一本化しない方が活動も広がっていくだろうといった多様な意見があったと思います。ボランティアの担当窓口の一本化を検討してほしいとの意見ですので、どのようにアクションプログラムに位置づけるか、現状で事務局の考えはありますか。

【事務局】

ボランティアをする団体がどのような団体か、また対象が高齢者宅か道路なのかなど、状況により市の内部の担当部署が分かれています。市内部の連絡会議があるので議題とし、各部署と相談したいと思います。

【会長】

ほかに御意見等がありますか。

【各委員】

※意見等なし

事務局より、次回の審議日程について10月に開催することの提案及び、次回事務局から提示する骨子素案を審議し、修正した骨子案を12月の審議会で確認し、市長に答申するスケジュールを予定との説明があった。会長から委員に諮り、次回開催を10月中旬以降、時間は午後6時30分からとすることを決定、また会長より、調査票により委員の日程を確認すること、新型コロナウイルスの状況によって日時や開催方法について会長と事務局に一任願うこと、各委員への連絡は事務局が行うことが説明された。

7 閉会

【会長】

以上で令和4年度第2回雪対策審議会を閉会します。